

☆ この原稿は、会報「トライアングル」48号から連載（全6回）された「スキルアップ講座」を転載したものです。連載中にディベート甲子園ルールの改正がありましたが、原稿は連載時のまま転載しております。執筆は、ディベーターとしてはもちろんのこと、指導経験も豊富な渡辺徹さんをお願いしました。

スキルアップ講座「論題充当性 第1回」

講座のはじまり

全国教室ディベート連盟監事 渡辺 徹

人皆心あり 心各執あり 彼を是し我を非し
我を是し彼を非す 是非の理誰か よく定む
べき 相共に賢愚なり 環の如くにして端なし

平家物語 卷第二 教訓状

●この講座のねらい：イチゴは野菜か？

まず直観的に判断してみてください。「イチゴは野菜ですか、果物ですか」

おそらくみなさんは「果物」だとお答えになることでしょう。私もイチゴを買いに行くとしたら、八百屋さんではなく、果物屋さんに行きますし。

イチゴが野菜か、果物かは、日常生活ではどうでも良いことですが、これがディベートに関連してくると、話は次のように、かなり悩ましくなります。

あなたは、この論題でディベートをすることになりました。担当は否定側です。

論題「A君は、今日の夕食で野菜を食べるべきである。是か非か」

肯定側プラン「A君は今日の夕食の時、イチゴを1パック食べるものとします」

このプランを聞いて、あなたはこう考えます。

「おいおい、イチゴは『果物』でしょう。それじゃ論題を肯定できないじゃん。こりゃ、『イチゴは果物。野菜じゃないから、プランは完全に論題外。だから肯定側の負け』って一言いえば、この試合いただきだね」

ところが、この肯定側は、あなたの想定の上に行く論陣を張ってきました。

「論題の語句のうち『野菜』について、以下の定義を与えることで意味を明らかにします。

我々は、農林水産省が公式に使用している以

下の定義を採用します。

〔証拠資料〕農林水産省「消費者の部屋」2004年

引用開始) 一般に、野菜とは食用に供し得る草本性の植物で加工の程度の低いまま副食物として利用されるものをいいます。メロン、すいか、いちごは野菜(果実的野菜)として扱っています。また、果実は農林水産省では統計上、果樹として分類しており永年作物などの木本類をいいます(引用終了)

つまり、この試合における『野菜』の定義は、『副食物となる食用植物のうち、樹木ではない草の実、葉、根等であり、メロン、スイカ、イチゴを含むもの』になります」

【さあ、どうしますか？】

ディベート甲子園のルールは、定義とプランについて、以下のように定めています。

第11条 立論

2. 定義

論題中の語句の定義は、原則として肯定側立論で述べられたものが採用されます。

ただし、否定側は、代替の定義を示すことができます。この場合、肯定側の定義が不当であり、かつ、否定側の定義が妥当であることが示されれば、否定側の定義が採用されます。

定義が示されなかった語句の意味は、審判が常識に従って判断します。

3. 肯定側のプラン

・・・プランは、論題の範囲の中になければなりません。プランの全体または一部がこの範囲に入っているかどうかは、試合中の議論に基づき審判が判断します。また、議論がなかった点については常識に従って審判が判断します。

プランの中に論題の範囲から外れる部分がある場合には、その部分は無効となり、その部分を根拠にした議論は判定の対象となりません。

プランにおいて不明な点は、審判が常識に従って判断します。

これに即して、状況を確認してみましょう。

- ・ 肯定側は、論題の語句に、証拠資料つきで「妥当な」定義を示しています。ですので、審判は個人的にどう考えていたとしても、つまり「イチゴは果物だよ」と考えていたとしても、否定側から異議申し立てがなされない限り、この定義を採用します。
- ・ この定義に従う場合、肯定側プランは論題で要求されている行為・政策の一種として矛盾なく解釈できます。よって、肯定側プランは論題の範囲の中にある、ということが容易に理解されます。
- ・ このことは、立論の中で肯定側から「試合中の議論」として提示されていますので、否定側から別の「試合中の議論」が展開されない限り、つまり異議申し立てがなされない限り、肯定側プランは論題を充当するものとしてみなされます。

再びお尋ねです。【さあ、どうしますか？】

ここで選択肢は2つあります。1つは、潔く「イチゴに野菜」を認めて、そのまま試合を続行することです。そしてもう1つは、「異議申し立て」を行なうことです。肯定側の定義の不当さを論証するとともに、それに代わる「妥当な解釈／定義」を与え、それに基づく肯定側のプランの全部、あるいは一部が論題外であることを説明し、だから審判はどのような判断を下すべきかを論ずることです。

どちらの選択肢をとるかは、ディベーターの自由です。前者の道を探り、「定義は肯定側に従います」と宣言するのも立派な態度です。それに比べると、後者の道を採用しようとする場合、少し手間がかかります。「このプランは、論題外です」と絶叫するだけでは、全く説明に

なりません。そこには、何故に論題外と判定し得るのかという根拠が示されなければなりません。論理的に、順序だてて説明をしなければいけません。

では、どうやって、そのための議論を組み立てて、審判に説明すればよいのでしょうか。そのための【作法】を解説するのが、この講座の最も大きなねらいです。

●本講座開設の経緯と使用上のご注意

先のディベート甲子園でも、特に中学論題（救急車の有料化）をめぐる、あるプランが論題の領域に入るのか、入らないのかが話題になったことを、多くの皆さんはご記憶のことと思います。

様々な見解が連盟のラウンジで議論されるのを見て、この問題について包括的に一度考えをまとめてみたいとの意を強くしていたところ、今回このような形で解説をさせて頂く機会を、編集部より頂きました。

【ただし】

念のためお断りしておきます。私は「試合で論題充当性をとにかくできるだけ提出しよう」と言いたいものではありません。準備不十分で論題充当性を議論しようとしたり、合理的な解釈によるプランが出されているのに無理に論題充当性を出しても、まず間違いなく時間の無駄に終わります。むやみやたらと、論題充当性で「遊ぶ」のはやめましょう。

その一方で、すでに述べたように論題を解釈してプランを提示するという営みは、ディベートにはほとんど必ずつきまとう問題です。よって、ディベートを実践する上での「教養」として、論題充当性について理解を深め、かつ、どんな状況にも対応できるよう準備を作っておくことは、とても重要です。私の真意は、そのことを指導にあたる先生方、および試合に臨むディベーターの皆さんにご理解頂きたいということなのです。

だいぶ前置きが長くなりました。これからしばらくお付き合いの程、まずはよろしく願い申し上げます。